

寒川町選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票を行う場所は、次のとおりとする。

建物の名称	所在地
寒川町民センター展示室	寒川町宮山165番地

令和7年7月3日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光